

令和4年3月吉日

保護者各位

川口市子ども部保育幼稚園課長

祖父母同居世帯に対する事務運用の変更について（通知）

平素は、本市幼児教育・保育行政にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、祖父母同居世帯に対する事務運用について、令和4年度より下記のとおり、内容を変更させていただきます。
新規に対象となる方については、お手続きいただきますようお願いいたします。

記

1 変更点

対象児童の祖父母と同居しているケースの所得判定（祖父母の所得を合算するもの）について、令和4年4月1日より次のとおり変更いたします。

認定希望日において、0歳から2歳である、または満3歳に達しているが、最初の3月31日を経過していない児童で、市民税課税世帯であった世帯が新たに対象となる可能性がございます。

なお、今回の運用変更は、施設等利用給付認定（3号認定）部分となります。

No.	条件	変更前	変更後
1	保護者の所得	対象児童の保護者（父母）の合算所得が33万円未満である。	対象児童の保護者（父母）の市区町村民額が非課税である。
2	祖父母との同居	祖父母等と同居（祖父母等と子どもが同地番の別棟で生活している場合や、2世帯住宅であり玄関以外からの行き来ができない場合等は除く）している。	祖父母と同居（祖父母等と子どもが同地番の別棟で生活している場合や、2世帯住宅であり玄関以外からの行き来ができない場合等は除く）している、もしくは、祖父母と別居しているが生計を一にしている（生活費や家賃を仕送りしている等）。
3	地方税法上の扶養		対象児童の保護者が、祖父母の地方税法上の被扶養者となっていること

※No.1～3の全てが該当した場合、祖父母の市民税所得割額を合算いたします。

2 留意点

令和4年3月31日までは従来通りの運用となります。

3 今回の運用変更により、新たに対象となる方の手続き

■施設等利用給付認定（3号）

利用開始前までに市へ申請手続きをしてください。

※すでに認定がある方：変更申請書、その他要件書類

新たに申請される方：認定申請書、その他要件書類

4 その他

- ・今回の運用変更の影響を受けない方（祖父母同居でない方等）は、手続きの必要はありません。
- ・不明な点がございましたら、下記までご連絡くださいますようお願いいたします。

【この件に関する問い合わせ先】

332-8601 川口市青木2-1-1 川口市役所第二庁舎3階

川口市子ども部保育幼稚園課内 川口市幼児教育無償化事務センター

電話：048-259-9043（直通）